

平成18年度 東大和市立第五中学校「体罰防止プラン」

本校は東大和市教育委員会の「教育目標」及び「基本方針」に基づき、全教職員が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身につけ、社会に貢献しようとする精神を育てている。そのためには生活指導をはじめとするあらゆる指導の中で子どもの人権を守りながら、子どもとの人間関係や信頼関係を構築し教育活動を推進しなければならない。このことを基盤とし、以下の取り組みを行う。

(1) 教職員の意識改革を様々な機会を通し行う

- ①学校の教育方針・計画を保護者、地域に周知し、「体罰を許さないこと」を徹底する。
- ②体罰行為は行政上、また刑法及び民法上の責任が伴うことを研修・会議の場で徹底する。
- ③愛情による体罰（愛の鞭）はあり得ない、また教育的効果もないことを徹底する。
- ④研修の充実を図り、教職員一人一人が人権意識を高め、人権尊重の精神に基づく教育観を確立する。同時に体罰によらない生徒指導のあり方の研究・実践を行う。

(2) 学校体制のあり方を毎週の生活指導部会で検討し、次の観点で点検する

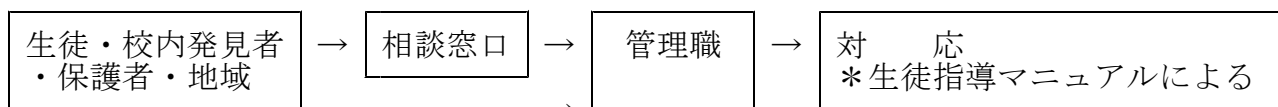
- ①学校に体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか。
- ②一部の教員、生活指導部や学年の教員だけで指導する等、抱え込みの指導の防止と学校全体で組織的な連携が取れているか。
- ③生徒が何でも気軽に話せる環境づくり等教育相談体制の充実に努めているか。また、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように配慮できているか。

(3) 生徒指導体制のあり方を毎学期の生徒・保護者アンケートに依り、次の観点で点検する

- ①生徒指導体制は、全教職員の共通理解の基で組織的に取り組み、生徒・保護者の心に迫る生徒指導を行い信頼関係を確立するようにできているか。
- ②生徒指導は、生徒に話す機会を十分与えたり、複数教員で指導にあたる等の配慮ができているか。また、生徒を多面的な視点で理解するとともに発達・成長過程を考慮できているか。
- ③対処療法としての生徒指導だけでなく、長期的な視点に立った指導ができているか。

(4) 生徒への啓発を毎月の朝礼や生徒会活動の中で行う

- ①学校において体罰事象が起こった際、被害生徒が相談しやすい相談窓口を設け周知する。
*相談窓口：スクールカウンセラー及び養護教諭
- ②学校における生徒のための「被害者救済システム」について周知徹底する。
*被害者救済システム



(5) 地域・家庭との連携を更に深める取り組みを行う

- ①学校が中心となり保護者・関係諸機関・地域住民との情報交換、意見交換のできる機会を増やし、地域ぐるみの青少年健全育成を行う。
- ②保護者・地域の一部に「体罰容認」があっても、学校として「体罰否定」の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発する。

(6) 年間実施計画

NO	項目	内容	時期
1	意識改革研修	全教職員対象に徹底（人権、体罰厳禁、いじめ根絶、サービスの厳正等）	隔月
2	意識の継続	各種通知文・サービス事故事例の周知	毎月・随時
3	実態調査・報告	管理職による実態把握	毎月
4	情報の共有	情報交換（企画会議・生活指導部会・職員会議・学年会・教科部会・保護者会）	毎週・随時
5	生徒指導の確認	生活指導部会での生徒情報交換・指導法の確認	毎週
6	授業における確認	各教科の授業内容に「人権教育」を必ず取り入れ、教職員・生徒の人権感覚の育成	年間・随時
7	生徒への啓発	「相談窓口」「被害者救済システム」の周知徹底	年間・随時
8	保護者地域との連携	青少対地区委員会への教職員の参加・学校方針説明	年間・随時